

添付資料1-1

用語の定義

---

## 用語の定義

### 雨水利用・排水再利用等

雨水利用や排水再利用に加え、水資源の有効活用の観点から、雨水・排水以外の再生水や地下鉄湧水等の活用も含めた水の再利用をいう。

### 運転監視

建築設備を稼働させ、その状態を監視し、制御すること。

### オストメイト

がん等が原因で直腸や膀胱に機能障害を負い、手術により人工的に腹部に「排泄口」（人工肛門・人工膀胱）を造設した人をいう。

### 改修

劣化した建物等の性能・機能を原状（初期の水準）を超えて改善すること。

### 環境負荷

「官庁施設の基本的性能基準」1. 2（1）に定める「官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるもの」をいう。

### 切廻し

既存設備機器及び配管等の平面的、立体的位置が工事施工上の支障がある場合、一時撤去又は廃止ができないとき、支障のない位置まで移動、迂回をさせること。  
設備の機能を中断させないように処理することをいう。

### 空気調和

対象空間の要求に合致するように、空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることをいう。

### 空気調和設備

空気調和を行うための設備をいい、空気調和機、ダクト、熱源設備、配管、自動制御設備を含む。

### グリーン庁舎

「官庁施設の基本的性能基準」1. 2（2）（3）に定める「環境基本法」の基本理念に則り、「官庁施設の計画から、建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷の低減を図り、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設」をいう。

### 建設材料

「建築基準法」第2条第一項に規定する建築物をいう。

## **建築物**

「建築基準法」第2条第一項に規定する建築物をいう。

## **建築設備**

「建築基準法」第2条第三項に規定する建築設備をいう。

## **航空保安用電源設備**

管制等、航空保安業務に用いられる各種施設に安定した高品質の電力を供給する電源設備

## **更新**

劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取替えること。

## **雑用水**

洗浄等の目的で供給される上水以外の水で、排水再利用水や雨水等の水で安全かつ衛生上支障のないものをいう。

## **自然エネルギー**

自然光（人工照明の代替）、自然通風（冷房・機械換気の代替）、太陽光発電（商用電源の代替）、太陽熱給湯（電気・都市ガス・油等の代替）、外気冷房（中間期及び冬期の冷房の代替）等をいう。

## **修繕**

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。

## **新ガス系消火設備**

不活性ガス（窒素、I G-55、I G-541）又はハロゲン化物（HFC-23、HFC-227ea）を消火剤として用いた消火設備をいう。

## **清掃**

汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

## **責任分界点**

電力需要関係にある電力事業者と需要者の、電路上における責任区分点をいう。

## **設備機器等**

機械設備、電気設備機器類をいい、機器本体及び設備稼動に必要な配線、配管等の付属物を含む。

## **多目的便所**

高齢者、傷病者、妊婦、乳幼児及び乳幼児を連れた者、車いす使用者、肢体不自由者、オストメイト等、使用者誰もが安全かつ円滑に利用できる便所をいう。

## **定期清掃**

週、月又は年単位に長い周期で定期的に行う清掃業務

### **定期点検**

当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。

### **点検**

建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

### **日常清掃**

日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務

### **年間の空調負荷特性**

夏期冬期の負荷対応でなく、中間期も含めた一年間の負荷の特性をいう。

### **廃棄物**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45 年法律第137 号）第2条に規定する廃棄物をいう。

### **BEMS**

建物の室内環境、および、エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備システムなどの運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムをいう。計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置などで構成される。

### **標準型建具**

公共建築工事において広く仕様の共通化を図り、コスト縮減に資するため特定の建具の関連部材を含めた総合的な仕様、寸法等について国土交通省が定めた規格「標準型建具」に基づき、製造及び施工される建具をいう。

### **法定点検**

建築物等の施設に関する定期点検のうち、関係法令に基づく点検

### **保守**

整備された建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業。

### **保全**

建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽等の対象物の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。

### **稀に発生する地震動**

解放工学基盤での加速度スペクトルを平成12 年5 月31 日建設省告示第1461 号第四号イ（1）表中の稀に発生する地震動として示されたものを用い、表層の増幅を適切に考慮して得られた地震動をいう。

### **UPS回路**

商用電源回路の途絶時に、交流無停電電源装置（UPS）から電気が供給される回路をいう。

### **ライフサイクルコスト（LCC）**

建物の建設、運用、廃棄に至るまでの一生（ライフサイクル）を通じて必要な費用の合計をいう。建設費、運営をするためのコスト（エネルギー費、維持保守費等）、取り壊すためのコストを合わせたもの。

### **LCCO<sub>2</sub>**

ライフサイクル二酸化炭素排出量のこと。

建物の環境に対する配慮を評価するための指標で、資機材の生産段階から建設・運営・修繕・改修・廃棄までの一生涯に建物が環境に与える負荷を示す。建物の企画・設計段階の二酸化炭素排出量も含む。

### **劣化**

物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものを除く。

以上